

改正 令和8年3月31日 原規総発第 26033111 号 原子力規制委員会決定

令和8年3月31日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力規制委員会マネジメント規程の一部を改正について

原子力規制委員会マネジメント規程（原規総発第 1409031 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（令和8年原子力規制委員会規則第 2603113 号）の施行の日（令和8年4月8日）から施行する。

別表 原子力規制委員会マネジメント規程 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(総括マネジメント管理者及びマネジメント管理者)</p> <p>第21条 原子力規制庁に総括マネジメント管理者を置き、<u>監査・マネジメント推進室</u>の事務を監督する課等の長をもって充てるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(総括マネジメント管理者及びマネジメント管理者)</p> <p>第21条 原子力規制庁に総括マネジメント管理者を置き、<u>監査・業務改善推進室</u>の事務を監督する課等の長をもって充てるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(<u>監査・マネジメント推進室</u>)</p> <p>第22条 <u>監査・マネジメント推進室</u>は、原子力規制委員会組織規則第14条第2項に定めるもののほか、マネジメントシステムの運用に関し、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>(<u>監査・業務改善推進室</u>)</p> <p>第22条 <u>監査・業務改善推進室</u>は、原子力規制委員会組織規則第14条第2項に定めるもののほか、マネジメントシステムの運用に関し、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>一～四 (略)</p>
<p>(評価の反映)</p> <p>第38条 部等の長及び課等の長は、前条第2項の規定によるマネジメントシステムに係る評価の結果を、必要に応じて次年度の課等年度業務計画に反映するとともに、<u>監査・マネジメント推進室</u>に報告するものとする。</p>	<p>(評価の反映)</p> <p>第38条 部等の長及び課等の長は、前条第2項の規定によるマネジメントシステムに係る評価の結果を、必要に応じて次年度の課等年度業務計画に反映するとともに、<u>監査・業務改善推進室</u>に報告するものとする。</p>
<p>(マネジメントシステム内部監査)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>監査・マネジメント推進室</u>は、総括マネジメント管理者を補佐し、マネジメントシステム内部監査を行い、マネジメントシステム内部監</p>	<p>(マネジメントシステム内部監査)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>監査・業務改善推進室</u>は、総括マネジメント管理者を補佐し、マネジメントシステム内部監査を行い、マネジメントシステム内部監査に</p>

査に関する記録を維持管理するものとする。

関する記録を維持管理するものとする。